

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立霊堂附属施設の使用許可	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例（以下「条例」）第5条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれがないと認められるか。 （条例第5条第2項）</p> <p>2. 以上の条件を満たした者は、堺市立霊堂附属施設使用許可申請書に条例第9条の別表に定めた使用料を添えて申請しているか。 （同条例施行規則第4条第2項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	